

## 監査結果の処理基準

令和2年3月27日  
監査委員決定

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条の規定による監査、第98条第2項の請求若しくは第199条の規定に基づき実施する行政監査、定期監査、工事監査、財政援助団体等監査等（以下「監査等」という。）の結果の取扱いについて、必要な事項を定める。

(監査結果の区分)

第2条 監査等の結果、是正、改善等を要すると認められるものについては、次のとおり区分する。

区分	基準
勧告事項	地方自治法第199条第11項に規定される勧告事項は、以下の基準に基づくものとする。なお、勧告事項の決定は、監査委員が合議した場合に限るものとする。 (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反しており、直ちに是正されなければ、市民生活へ、多大な影響が発生すると認められるもの若しくは現に発生しているもの。 (2) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反しており、直ちに是正されなければ、市政へ、多大な影響が発生すると認められるもの若しくは現に発生しているもの。 (3) その他適正を欠く事項で是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。 (4) その他監査委員が、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
指摘事項	(1) 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反しているものと認められるもの。 (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの。
注意事項	(1) 指摘事項に該当するが、その程度が軽微なもの（口頭での注意を行うことにより是正することができるものを除く。）。
委員意見	(1) 経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの。 (2) その他監査委員が、特に要望する必要があると認められるもの。

(報告)

第3条 監査等の結果に関する報告は、勧告事項、指摘事項及び委員意見を記載して提出する。

2 監査等の結果を踏まえ、必要であると認めるときは、前項の報告に総括的な意見、要望を記載することができる。

3 注意事項については、第1項の報告に併せて対象機関に通知する。

(措置状況の把握)

第4条 勧告事項、指摘事項及び注意事項については、措置状況の報告を求める。

2 前項の報告のうち、次に掲げるものは、措置済として処理する。

(1) 誤りを訂正したもの。

(2) 未処理であったが、処理を行ったもの。

(3) 事業が終了し、物理的に措置できないが、今後、同様の事例に対して指摘事項又は注意事項に基づいた処理を行うもの。

3 措置状況の報告には、その内容がわかるものを添付させる。

4 第1項の報告のうち、措置済となっていないものは、措置済と認められるまで、報告を求める。

5 委員意見については、今後の方針等の報告を求める。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

## 附 則

(経過措置)

この処理基準による改正後の規定は、令和2年4月1日以後に実施する監査等について適用し、令和2年3月31日までに実施した監査等については、なお従前の例による。